

○厚生労働省告示第二百七十二号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第十一条の規定に基づき、令和五年十月一日から令和六年九月三十日までの期間における同条に規定する区域及び面積を次のように定めるので、同条の規定により告示する。

令和五年九月十九日

厚生労働大臣臨時代理 盛山 正仁

一 けし耕作者

栽培区域

栽培面積

なし

なし

二 甲種研究栽培者

栽培区域

栽培面積

北海道名寄市

四・五〇アール

茨城県つくば市

三・〇四アール

東京都小平市

一・五〇アール

長崎県長崎市

〇・一三アール

鹿児島県熊毛郡中種子町

〇・七五アール